

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日は、  
当たる翌日)

## 目次

### ◇告示

#### 字の区域の変更（市町村振興課）

#### 農地保有合理化事業規程の承認（農政課）

#### 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

#### 県営土地改良事業計画の決定（二件）（〃）

#### 土地改良事業の工事の完了（〃）

#### 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

#### 土地区画整理法による換地処分（〃）

#### 都市公園の供用の開始（〃）

告示

鳥取県告示第三百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定に基づく鳥取都市計画事業賀露土地区画整理事業の宅地の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西尾邑 次

区域を変更する  
字の名称  
同上の区域（平成六年七月三十一日現在の地番による。）

賀露町

賀露町字六万坊一七一七、一七一八の一、一七一八の三  
賀露町字港ノ堀一七二七、一七二八の一から一七二八の三まで及  
びこれらと一体をなす国有地の一部

賀露町字西濱一七五七の二七八、一七五七の八四七、一七五七の  
八八二、一七五七の八八七、一七五七の一二三五及びこれらと一  
体をなす国有地の一部並びに一七五七の五〇三から一七五七的五  
〇六までと一体をなす国有地

賀露町字神明二二六六、二二六七、二二六八の一から二二六八の  
三まで、二二六九、二二七〇、二二七一の一から二二七一の三ま  
で、二二七二の一から二二七二の三まで、二二七三から二二七六  
まで、二二七六の一、二二七七から二二九五まで、二二九六の一  
から二二九六の四まで、二二九七から二三〇二まで、二三〇三の  
一、二三〇三の二、二三〇四、二三〇五、二三一一の四、二三九  
一から二三九五まで、二三九六の一、二三九六の二、二三九七、  
二三九八の一、二三九八の二、二三九九から二四〇二まで、二四  
三六の一から二四三六の三まで、二四三七、二四三八、二四三九  
の一、二四三九の二、二四四〇、二四四〇の一、二四四一から二  
四五まで、二四四六の一、二四四六の二、二四四七の一、二四  
四七の一

賀露町字海岸一四四八から二四五〇まで、二四五ーの一、二四五  
ーの二、二四五二の一、二四五二の二、二四五三、二四五四の一、  
二四五四の一、二四五五から二四五七まで、二四五八の一、二四  
五八の一、二四五九、二四六〇の一、二四六〇の二、二四六一の

賀露町字神明	賀露町字西濱	賀露町字港ノ壱	賀露町字六万坊	賀露町字六万坊のうち一七一七、一七一八の一、一七一八の三以外の区域	賀露町字西濱のうち一七五七の二七八、一七二八の一から一七二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	賀露町字神明のうち二二六六、二二五六七、二二六八の一から二二六八の三まで、二二六九、二二七〇、二二七一の二から二二七一の三まで、二二七二の二から二二七二の三まで、二二七六の一、二二七六の二、二二七七から二二九五まで、二二九六の二から二二九六の四まで、二二九七から二三〇二まで、二二三〇の二、二二三〇三の二、二二三〇四、二二三〇五、二二三一一の四、二二三九一から二三九五まで、二二三九六の一、二二三九六の二、二二三九七、二二三九八の一、二二三九八の二、二二三九九から二四〇二まで、二二三六の二から二四三六の三まで、二二四三七、二二四三八、二二三九の一、二二四三九の二、二二四四〇、二二四四〇の一、二二四四一から二四四五まで、二二四四六の一、二二四四六の二、二二四四七の一、二二四四七の二以外の区域
						二二四六一の三、二二四七三の五、二五一八の一、二二五一八の二、二五一九、二二五一〇の一、二二五二〇の二、二二五二一の一、二二五二一の二、二二五三一、二二五三二の一、二二五三三の二から二二五三三の四まで、二二五四の二から二五四の三まで、二二五二五、二二五二五の一、二五二五の一、二五二六から二五一九まで、二二五三〇の一、二二五三〇の二、二二五三一の二から二二五三一の三まで、二二五三三から二二五三四まで、二二五三五の一、二二五三五の二、二二五三六から二二五三九まで、二二五四〇の一から二五四〇の三まで、二二五四一から二五四六まで、二二五四七の一、二二五四七の二、二二五四八、二二五四九の一、二二五四九の二、二二六九六、二二六九六の二、二二六九七、二二六九八の一、二二六九八の二、二二六九九の一、二二六九九の二、二二七〇〇から二七〇五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
						二二七一七の一、二二七五〇の二、二二七〇六、二二七〇七、二二七〇七の二、二二七〇八から二七一二まで、二二七一七の二、二二七五〇の二

賀露町字米倉	賀露町字海岸のうち二四四八から二四五〇まで、二四五五一の二、二四五二の二、二四五三の二、二四五四の二、二四五五から二四五七まで、二四五八の二、二四五九、二四六〇の一、二四六〇の二、二四六一の一、二四六一の三、二四七三の五、二五一八の一、二五一八の二、二五一九、二五一〇の一、二五一〇の二、二五一二の二、二五一二の二、二五一三、二五一三の一から二五一三の四まで、二五一四の一から二五一四の三まで、二五二五、二五一五の一、二五一六から二五一九まで、二五三〇の一、二五三〇の二、二五三一の二から二五三一の三まで、二五三二から二五三三の四まで、二五三五の一、二五三五の二、二五三六から二五三九まで、二五四〇の一から二五四〇の三まで、二五四一から二五四六まで、二五四七の一、二五四七の二、二五四八、二五四九の一、二五四九の二、二六九六、二六九六の二、二六九七、二六九八の一、二六九八の二、二六九九の一、二六九九の二、二七〇〇から二七〇五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
賀露町字米倉	賀露町字米倉のうち二七〇六、二七〇七、二七〇七の一、二七〇七の二、二七〇八から二七一二まで、二七一七の一、二七五〇の二以外の区域

鳥取県告示第三百九十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定に基づき国府町農業協同組合農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成七年五月十二日

鳥取縣知事 西尾邑治

尾邑

次

## 一 承認を受けた者の名称及び所在地

國府町農業協同組合

岩美郡国府町大字中郷六〇一三

二 承認年月日

平成七年三月二十七日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

四

承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

国府町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月十二日

## 鳥取県告示第三百九十五号

理 事 河 本 幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
ク 宮 脇 愛之介	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
ク 吉 田 明 嗣	東伯郡大栄町大字妻波一二六九
ク 中 原 清 春	東伯郡大栄町大字大谷一四〇二
ク 北 浜 輝 秋	東伯郡大栄町大字大谷七九九一三
ク 梅 津 良 善	東伯郡大栄町大字大谷一四二二
ク 桑 本 昭 人	東伯郡大栄町大字妻波一八七八一七
ク 池 口 満 明	東伯郡大栄町大字由良宿一五八五
ク 竹 中 貞 真	東伯郡大栄町大字由良宿一五八五

## 退任した役員の氏名及び住所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

監 事	河 本 幹	東伯郡大栄町大字下種四八〇	福 嶋 崇
ク	吉 田 明 嗣	東伯郡大栄町大字上種二〇六	盛 山 和 夫
ク	中 原 清 春	東伯郡大栄町大字下種四六一一	南 場 喜一郎
ク	北 浜 輝 秋	東伯郡大栄町大字岩坪一七〇	福 光 秀 雄
ク	梅 津 良 善	東伯郡大栄町大字西高尾八四七一六六	山 崎 芳 藏
ク	桑 本 昭 人	東伯郡大栄町大字西高尾一六五	中 井 繼 雄
ク	池 口 满 明	東伯郡大栄町大字東高尾四五三	内 川 武 尚
ク	ク	東伯郡大栄町大字六尾一七四	手 嶋 武 人
ク	ク	東伯郡大栄町大字法万一七七	横 山 博
ク	ク	東伯郡大栄町大字妻波六九七	村 岡 豊
ク	ク	東伯郡大栄町大字妻波一〇七四一	藤 本 正 一
ク	ク	東伯郡大栄町大字亀谷二四二	長 谷 川 長
ク	ク	東伯郡大栄町大字妻波二二六九	村 岡 弘 昭
ク	ク	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四	岡 崎 昭 博
ク	ク	東伯郡大栄町大字大谷一四二二	齊 木 允 昭
ク	ク	東伯郡大栄町大字大谷一四四二	山 下 昭 夫
ク	ク	東伯郡大栄町大字大谷一四四二	吉 田 明 嗣
ク	ク	東伯郡大栄町大字大谷一四〇二	宮 脇 愛之介
ク	ク	東伯郡大栄町大字大谷七九九一三	中原 清 春
ク	ク	東伯郡大栄町大字大谷七九九一三	北 浜 輝 秋

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
ク 宮 脇 愛之介	東伯郡大栄町大字妻波二二六九
ク 吉 田 明 嗣	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
ク 中 原 清 春	東伯郡大栄町大字大谷一四〇二
ク 北 浜 輝 秋	東伯郡大栄町大字大谷七九九一三

平成七年四月七日就任	任期四年	監事	豊田 峰夫	岡山 崇	川崎 昭	長谷川 岩	盛山 正	山村 峰	岡田 崇	下昭	豊田 峰	桑本 昭人	梅津 志郎
			夫	夫	夫	村	英	孝	隆	夫	夫	斎木允昭	梅津志郎
			勸	博	昭	弘	正	孝	篤	優	博	石村敏弘	東伯郡大栄町大字妻波六九七
												杉川範慶	東伯郡大栄町大字由良宿一三四
												盛山和夫	東伯郡大栄町大字由良宿一四四二
												南場喜一郎	東伯郡大栄町大字由良宿一八二九
												福光秀雄	東伯郡大栄町大字西穂波一二一
												福光良昌	東伯郡大栄町大字楓下六八七
												東伯郡大栄町大字六尾三三六	東伯郡大栄町大字由良宿一八二八
												東伯郡大栄町大字島九二三	東伯郡大栄町大字岩坪一七〇六
												東伯郡大栄町大字上種二〇六	東伯郡大栄町大字上種四五〇一一四
												東伯郡大栄町大字下種四八〇	東伯郡大栄町大字西高尾八四七一三八五
												東伯郡大栄町大字岩坪一七〇	東伯郡大栄町大字法万一七七
												東伯郡大栄町大字六尾一七四	東伯郡大栄町大字龜谷一〇七四一一

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業門尾地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 縦覧に供する書

## 土地改良事業計画書の写し

平成七年五月十五日から二十一日間

### 三　縦覧に供する場所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦

覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業馬場地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西尾邑次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成7年5月15日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

西伯町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成7年5月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤崎町	中山間地域農村活性化総合整備事業 以西 地区（大父木地）区画整理	平成7年3月二十五日
柏谷地区	非補助事業 柏谷地区 区画整理	平成6年3月二十日

## 鳥取県告示第三百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成7年5月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成6年11月11日 鳥取県指令受鳥土維第五二四号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字殿免

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目一〇六

株式会社 びんごや

代表取締役 安井 啓三

## 鳥取県告示第四百号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第三項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業賀露土地区画整理事業の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成7年5月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百一号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市桂見

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成七年五月十三日

(別紙図面)は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

正 誤

平成七年五月八日付鳥取県公報第六千六百七十一号中一頁上段の鳥取県告示第三百八十三号を鳥取県告示第三百八十四号に、二頁上段の鳥取県告示第三百八十四号を鳥取県告示第三百八十五号に訂正する。